

設問1

1. Aが甲土地を所有している旨の陳述は、権利自白に
当り、撤回が許されるのではないが。

2. ここで、「自白」とは、^{民事訴訟法(略)179条}口頭弁論又は筆頭弁論準備手続におけ
る相手が主張すべき事実を認めざる旨の自己に不利益な陳
述のことをいう。そして、この自白については、主要事実について生
ずる。事実の自白には、弁論主義の第2条に基き、自白の
内容通りの事実認定も行われなければならないという裁判所
拘束力が生ずる。そして、これを受け相手当事者も、自白の
内容の事実に基づき今後訴訟活動をしていくことになる。そう
すると、事実の自白があった際には、相手当事者の法的地
位を保護するため、原則、自白の撤回制限効が生ずる。

3. これは、権利自白についてはどうか。事実の主張については
弁論主義に基き、当事者による主張が受けられる。もっとも、
同主張に基づき行われる権利の帰属などの法律判断にお
いては、自由心証主義(247条)に基き、裁判所の職責とされる。
したがって、権利自白については、権利の帰属について、自白
の内容通りに認定することと裁判所に対して争うことにお
き、裁判所拘束力は生じない。

4. もっとも、権利の帰属についての法律判断についても、当事者
が主張する権利には様々なものが存在する。法律判断が
裁判所の職責とされるのは、高度な専門的知識が求
められることに由来する。このため、権利の中でも、所有権の

第
問

しに内容は反真実であるということができる。

また、CがEが聞いた事情を知っていれば、Cは自身の甲の所有を主張しはかたがであり、Aの所有を認めめ旨の陳述はしはかたがである。したがって、Cの自白は錯誤に基くものということができる。

以上より、本件の場合には、例外的に自白の撤回が認められる③の場合に当たり、Cの権利自白の撤回は認められる。

[設問2]

Fは、独立当事者参加(7条1項)と共同訴訟参加(52条1項)をすることが認められるか。

1. 独立当事者参加

(1) まず、Fは権利主張参加をすることが考えられる。「訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する」とは、既存の訴訟と争われる^{権利}法律関係が、自身の主張する権利関係と両立しはかないことをいう。

(2) 本件^{の場合}訴訟1では、AがCに対して有する所有権に基く所有権移転登記手続請求を^{Bが}代位行使している。そして、FもAがCに対して有する上記請求権の代位行使を検討しはかたが。争われる訴訟物としては同一のものであるといえる。また、こうすると、訴訟物自体が両立しはかない関係にあるとはいえない。また、移転登記の請求においては、D名義のもをA名義の書き換えをせよと、B又はFが直接自己の名義の書き換への請求をせよものではない。そのため、

請求の認容後の結果としては、Bに対する請求も、Fに対する請求も何れも変わりが無い。

(3) 以上を踏まえ、Fの主張する権利関係は、訴訟に争われいる権利関係と両立し、権利主張参加は認められ無い。

2. 共同訴訟参加

(1) それでは、共同訴訟参加はどうか。同参加が認められるための要件は、①参加者が当事者資格を有すること、②既存の訴訟の^{判決}結果につき、その効力を受ける者であることである。

(2) 本件では、FとAの間には、消費~~契約~~^{貸借}契約関係の事実があり、FはAに対し、被保険債権を有していた。また、Aが無資力である状態には変わりがなかった。

したがって、①Fにおいても債権者代位をすることができ、債権者代位訴訟において当事者資格を有するものであったといえる。

②についてはどうか。

訴訟1での判決においては、その内容につき既判力(114条1項)が生ずる。もっとも、判決効の拡張としては、当事者のみならず、被担当者である債務者のAについても生ずる(115条1項2号)。すると、他の債権者Fには判決効は及ばないとも思える。

しかし、この点については、債務者Aを介して、他の債権者であるFにも反射効として判決効が拡張されたと解する事ができる。この場合、訴訟1の結果をAが他の債権者にも援用できなければ、Aは応訴に強いられることになってしまうからである。

ゆえに、② Fは訴訟1の判決効を受ける者といえる。

(3) 以上より、Fは共同訴訟参加者であることがわかる。

[設問3]

1. 本訴請求と中間確認請求は、通常共同訴訟(38条)か
固有必要的共同訴訟(40条1項)のいずれに当るのか。

2. 固有必要的共同訴訟に当るかどうかは、①当該訴訟の問題
としていかなる権利関係が、実体法上同一行使を要する関係
にあるものか、②訴訟経済の観点から訴訟政策的にも適切で
あるといえるかで判断する。

3. ~~事件~~本訴請求

(1) 本訴請求は、NのKに対する建物の去り工の明渡し請求である。
LとMはKを相続しており、乙土地につき共有するに至って
いた。もっとも、LとMが共にNに対して負う、土地の明渡し債
務は不可分債務であることから、NはLとMのうちどちらか
一方のみ~~の~~請求が認められれば、乙土地の明渡しは行われ
ることとなる。

したがって、訴訟2の本訴請求は実体法上同一の権利行
使が予定されるものといえる(①不充足)。

(2) また、LとMのうち両方とも訴訟の~~参加者~~^{当事者}となさなければ、
Nは請求を受けることができないと見るのは、上記内容から考えれば
実効性に欠ける。したがって、取訴訟政策的にも妥当ない(②不充足)。

(3) よって、本訴請求は通常共同訴訟である。

4. 中間確認請求

第

問

(1) 中間確認請求とは、土地についてL及びMが共有する
ことを確認するに至る。

(2) この確認請求においては、L及びM^の共有持分につき、^{その内容を}
定め~~る~~もの^{あり}。L及びMにおいて、請求権の同一の行使
~~をう~~ことが出来ること^が実体法上求められているといえる(充足)。

(3) また、各々別々に確認請求が行われ、訴訟ごとに共有持
分が異なる結果に至れば、矛盾が生じ、訴訟経済に資するこ
とはいえない。したがって、~~該~~訴訟政策的にも、L及びMが
当事者となることが適切といえる。

(4) よって、中間確認請求は固有必要的共同訴訟である。

5. 私見

もっとも、訴訟20中で、請求ごとに通常共同訴訟と固有必
要的共同訴訟が混在しているのは、訴訟の手続が複雑
になるのも否め^{ない}。そこで、本件においては、訴訟20における
Nの対立当事者はLとMに^けであるが、^{当事者の確保がしやす}例外的に、本訴請
求においても固有必要的共同訴訟として扱うべきである。

6. 効果

以上より、Mに^けが放棄の陳述をした場合、Lの利益には
^はり得ないため、「全員の利益において」(40条1項)ということが
でき^{ない}。したがって、両請求において、Mの当該陳述は効
果を有しないものといえる。

以上